

令和 4 年度 第 1 1 回丹波市農業委員会  
定例総会議事録

令和 5 年 2 月 27 日

## 令和4年度 第11回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年2月27日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立氷上住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 古倉 一郎	2番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3番 芦田 義彦	4番 足立 正典	5番 金子 隆司
	6番 徳田 義信	7番 山本 浩子	8番 足立 康裕
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 俊哉	11番 足立 信昭
(春日地域)	12番 白井 光茂	13番 荻野 隆太郎	14番 近藤 真治
	15番 田川 良一	16番 婦木 克則	
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 耕作	19番 野垣 克巳
	20番 和田 憲治		
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 杉山 重利	23番 高見 由行
	24番 橋本 慎司		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて（下限面積の設定）

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（別冊）

報告第 1 号 農地の一時利用届について

報告第 2 号 農地の形状変更届について

報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 4 号 公共工事の届出について

報告第 5 号 認定電気通信事業者による届出について

報告第 6 号 農地法第5条の規定による申請の取下願について

報告第 7 号 青年等就農計画の認定について（別冊）

5. 閉会

## 1. 開会

○議長 ただいまより、令和4年度丹波市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。  
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)  
○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について報告をお願いします。  
○事務局 本日の定例総会は、24名の農業委員、全員ご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。  
(議案書の訂正)

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。  
本日は、議席番号5番の金子隆司委員、議席番号6番の徳田義信委員、両委員、よろしくお願いいたします。  
なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

## 4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号35番 ～  
～ 議案第1号 使用貸借権設定 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題とします。  
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号14番、使用貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いするのですが、たくさん案件がございますが、この中で併議とさせていただく案件を、先に申し上げておきます。

番号3番、番号4番につきましては、同一申請となりますので、併議とさせていただきます。  
それから、番号10番から番号14番も一括申請のため、併議とさせていただきます。  
それと番号5番と番号6番、38ページの番号1番が関連ですので併議とさせていただきます。

以上、3つ併議案件とさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは氷上地域委員会から確認をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、事業を拡大するものです。図面は10ページに示し

ております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件には誓約書が添付されておりますので、説明します。

昭和40年頃に、牛舎を建てられたようあります。また、昭和50年頃に、物置が建てられてございます。農地に復元できないということで、非農地証明願を、令和5年8月頃に提出する予定となっております。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は、11ページ、12ページに示しています。

なお、11ページの〇番〇の農地を、譲受人が耕作するため、その南の〇番〇の土地の一部を通行できるよう、通行同意書も添付されております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番、番号4番は、利用権で耕作しておりました農地を、売買により取得するものです。図面は13ページに示しております。

なお、この案件には誓約書が添付されており、内容は譲受人の自宅付近の農地に、23年前に物置を建築し、現在に至っているというもので、早急に非農地証明願を提出する旨を確認しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号5番、番号6番及び38ページの使用貸借権設定の番号1番について、議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号5番、番号6番は、農地を売買により購入し、38ページの番号1番は使用貸借権を設定して経営を開始したいというもので、14ページに図面を添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、申請者は拠点となっている14ページの図面の中の宅地を購入されております。栽培計画は、米と野菜になっております。農業機械につきましては、草刈機は所有されておりますが、トラクターはリースの予定で、収穫作業は手作業でと考えておられますが、手作業でできない部分は、委託されるとのことです。

○委員 番号7番、番号8番、番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、お孫さんへの農地の権利移転です。耕作面積を御覧ください。非常に地元で活躍しておられる方です。図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、15ページ、地図の北側、地番で言いますと○番○を御覧ください。進入路、事務局のほうにけいじ明示いただきました。西側、いわゆる左側に県道青垣柏原線7号の号の字の横あたりから、人が通れるぐらいです。申請人に確認しましたら、山椒を栽培するということでした。

地域委員会としては、これに関して問題ないと判断しております。

続いて、番号8番も経営規模の拡大ということで、農地を取得されます。図面は16ページを御覧ください。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号9番も経営規模を拡大ということで、農地を取得されます。図面は17ページを御覧ください。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号10番から番号14番を、一括して議席番号○番の○○が説明します。

番号10番から番号14番は、農地は合計で7,788平米になっております。同法人が利用権を設定して、小豆栽培をしていた農地でございますが、この農地を全て一括して購入するということで、各戸のほうから同意を経て、申請されています。

また、作物は継続して小豆を栽培されるということで、お聞きしております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定します。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○委員 ちょっと聞き逃したんですけど、この○番○の進入路、農業用、どういう話やったっけ。

○委員 ○番○の下側っていうか、図面で言うたら下側の方と、通行許可書を交わしてまして、そちらを通させていただくということになります。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定します。

番号3番、番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番、番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番は、許可すべきものと決定します。

番号5番、番号6番及び38ページの番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 聞き落としたかもしれないんですけど、譲受人さんは、○○となっており、拠点は明示されておるんですが、こちらの近い地区の○○さんでしょうか。

○委員 ○○の○○でございまして、こちらも拠点を購入してこちらに移住されます。

○委員 これ現時点で、○○さんということで。

○委員 はい、そうです。

○委員 承知しました。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番、番号6番及び38ページ使用貸借権の番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番、番号6番及び38ページの番号1番は、許可すべきものと決定します。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定します。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定します。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定します。

番号10番から番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番、番号11番、番号12番、番号13番、番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番、番号11番、番号12番、番号13番、番号14番は、許可すべきものと決定します。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号15番～番号22番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、まず番号15番、番号16番、番号17番について、お願いします。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号16番も議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号16番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号17番も議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しています。

栽培品目は栗でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定します。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定します。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定します。

次に、番号18番、番号19番につきましては、同一申請のため併議とさせていただきます。

なお、この案件は、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは番号18番、番号19番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号18番、番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番、番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番、番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番、番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番、番号19番は、許可すべきものと決定します。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号20番、番号21番、番号22番について、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号21番、番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号22番は、12月に別段面積が設定された農地でございます。その農地を売買により取得し、新規就農されるということで、23ページに図面を示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、機械等につきましては、耕運機を1台購入したいということで、野菜と果樹を栽培される予定でございます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定します。

番号21番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定します。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定します。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号23番～番号27番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号23番、番号24番についても同一申請のため、併議とさせていただきます。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号23番、番号24番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号23番、番号24番につきましては、農地を売買によって取得し、規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、24ページ、25ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

24ページに、こちらを拠点ということで、農業をされるということでございます。

続いて、番号25番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号25番につきましても、これも農地を売買によって取得し、規模を拡大したいということでございます。図面につきましては、26ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ここにつきましても、26ページの拠点ということで、農業をされるということでございます。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号26番は、農地を売買にて取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号27番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号27番は、農地を贈与にて取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号23番、番号24番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番、番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番、番号24番は、許可すべきものと決定します。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定します。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定します。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定します。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号28番～番号33番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号28番、番号29番、番号30番を議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号28番、これは農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに付けております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号29番、これも農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号30番につきましても、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は32ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 番号31番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号31番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は33ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○委員 続いて番号32番、番号33番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号32番は、贈与により取得し、経営規模を拡大したいということで、図面は34ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号33番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は35ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定します。

番号29番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定します。

番号30番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定します。

番号31番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号31番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号31番は、許可すべきものと決定します。

番号32番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号32番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号32番は、許可すべきものと決定します。

番号33番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号33番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号33番は、許可すべきものと決定します。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号34番、番号35番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号34番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号34番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は36ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、住所が市外ではありますが、実家が当集落にあり、毎週3、4日は帰省し、農業に従事しております、現在の申請地は、譲受人が耕作しております。

○委員 番号35番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号35番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は37ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、利用計画としては、野菜を栽培されます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号34番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号34番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号34番は、許可すべきものと決定します。

番号35番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号35番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号35番は、許可すべきものと決定します。

## ～ 議案第2号 一時転用 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地の高収益化と作業効率を図るため、4筆で大豆を栽培して、肥料化し、地力を回復するために、地盤改良を行いまして、後、栗栽培をするために、圃場整備を目的とした一時転用でございます。図面は41ページに示しております。

農地区分は農用地区域内となるため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはない。との意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

なお、始末書が添付されておりますので、読み上げます。

始末書。私は個人経営農家でございますが、このたび農地の高収益化と、作業効率を目的とし、大豆と栗栽培のために、許可を得ず一部地盤改良整備作業に着手しておりました。私の認識不足により、農地法の申請を怠りました。今後このようなことのないよう、遵守いたします。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長 大規模転用案件のため、現地調査を行っております。隣接する春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 2月22日に、会長、副会長、市島・春日の地域委員長の4人で、現地を確認いたしました。集落から離れた場所で、周辺農地は土地改良工事が行われ、用水はパイプライン方式で、排水路も整備済であります。

申請地の農地は全て申請人の所有地であり、土地改良事業から除外されており、申請地の雨水排水等については、整備されている排水路に流すことです。

周辺農地への影響はないものと考えております。

○議長 市島・春日地域委員会から確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

- ～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号29番 ～
- ～ 議案第3号 貸貸借権設定 番号1番 ～
- ～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

水上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は50ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

地元等の同意は得ることができておりますが、隣接所有者の同意が得られないため、疎明書が添付されております。疎明書を読み上げます。

申請人は、農地法第5条の許可を受けた場合、申請土地・建物を同時に購入する予定であります。農地は、営業所のすぐ近くにあり、営業所は駐車場が狭いので、どうしても必要な土地であるということです。

隣接地の登記簿謄本を調べたところ、登記名義人は20年ほど前に死亡されており、令和5年2月7日に、自治会長にその相続人の所在を聞いたところ、長男も7年ほど前に死亡、妹も死亡、長女が市外に居住していることが分かったが、詳細な住所が分からないということであった。

隣接所有者の同意を頼むべき相続人の所在が分かりません。個人情報との関係もあり、これ以上調べることが難しいと考え、疎明書を添付しました。

ということです。私も、自治会長に経緯を確認したところ、自治会長も長女に電話を何度もされたということですが、全くつながらず、個人情報等で申請人に伝えることができないと判断し、これ以上手を尽くすことができないということを伝えたという報告をいただきました。

隣接地は休耕地で、耕作している作物はありませんでした。

なお、現地を確認したところ、既に造成されていたため、譲渡人から始末書が添付されています。始末書を読み上げます。

譲渡人が取得した平成27年時点で、小屋が建っており、それを撤去してもらって買ったものです。だからその部分は、駐車場として利用してもいいと思っていました。農地の一部でも、農地法の許可が必要であることを知らされてなく、深く反省しております。今後こういったことのないよう、十分注意いたしますので、今回申請の件、御許可いただきますよう、どうぞよろしくお願いします。

また、周辺農地の営農への支障はないものと思われ、転用面積は必要最小限のものであり、

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 該当地の、隣接農地は現在どなたかが耕作されるとか、どういう状況なのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員 碎石が敷かれてまして、譲渡人も何とか駐車場として。

○委員 隣接。

○委員 隣接。

○委員 同意がもらえないという隣接農地がどういう状況か。

○委員 梅が3本植わってました。

○委員 草の管理とかは。

○委員 草の管理は出来ています。

○委員 どなたかが、ほんならされると。

○委員 どなたかというか、地元のことなんで、それなりに答えさしてもらったら、親戚の方が、その譲渡人の方が隣接なので、その梅を切られたそうんですよ、一旦。で、その7年前に死亡された方との親戚関係の方が、ひどく怒られてこられて、勝手にそんなことしてくれるなということで、新たに梅を3本植えられました。で、その後は、常にその方が、多分刈っておられると思います。ぼうぼうじゃないです。常にきれいな状態です。

○委員 そこらあたりから、同意をもらう話っていうのが進めていけへんのかなと思ったりしたんやけど、それは無理なんですか。

○委員 自治会長はそこまではされなかつたんです。あと、個人情報であるということで、調べられないというか。

○委員 いやいや、地元同意やなしに、隣接同意がないというふうに伺ったんですけど、その隣接同意をもらうために、そういう管理をされるとる人から。

○委員 いや、その方が刈ってはつたんです。譲渡人、今度譲り渡しされた方。

○委員 あ、そうですか。

○委員 で、梅を新たに植えた方が刈ってはつたんです。自分が植えたものだから。

○委員 はい。ちゃんと理解できたかどうかが分からへんけど。

今後そういうふうな農地がどんどん増えてくるのやないかなという心配をします。そんなときに、どこまで同意をもらうための努力を、どこまでするか。もう死亡されると。で、後継者も死亡されるとっていうここまで調べたら、もうそれでこれ以上無理やっていうことにしてしまうのか、どこまでするんか。同意をもらいに行く側、業者やら申請者によって、そこに差ができるてくるような気がするので、最低でもこれぐらいは努力してもらわなっていう、何かそんなもんがあったほうが、今後ますます増えていくときに、ちょっと心配かなというふうに思ながら、話を聞いておりました。

○議長 質問には答えていただいたという解釈でよろしいですか。隣がどういう状態なのかという質問には答えてもらった。

今の意見については、統一したもの、今私たちの委員会の中に、多分ないのかなというふう

に思いますので、今後運営委員会等で相談しながら、進めていきたいというふうに考えております。

そのほか、番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 今の考えですけども、先ほども委員がおっしゃってるように、疎明書、隣接者の住所地が個人情報であるので、はかり知れないので、疎明書で堪忍してなというところなんですね。今のところ。で、どこまでちょっと、実際住所捜索っていうのは、申請人がするべきで、自治会長も関係ないような気がするので、できたら、電話は何回かされたような話は聞いておりますけども、何らかの方法で、住所を探れなかったのかなというような気はせんこともないのですが、その辺、ちょっと私も先ほどの意見に賛同するものです。

○議長 疎明書で、隣接同意の関係につきましては、疎明書という形になったと思うのですが、どこまでっていうのが、統一したものが今のところないのかなというふうには思っていまして、申請人ができるだけ深く掘り下げて当たっていくことが大前提だったということなのですが、今回は氷上地域委員会から、疎明書の内容につきましては、そのあたりで報告いただいたというふうに思います。

ほかに番号1番について、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

なお、先ほどの疎明書の追求につきまして、統一した見解につきましては、今後運営委員会のほうで諮って、統一のものを出していきたいというふうに考えますので、またご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、青垣地域委員会の案件につきまして、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号14番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、併議となる案件がございます。番号6番、番号7番を併議、それから番号9番、番号10番についても併議とさせていただきます。

それでは青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番から番号12番まで、譲受人が同じですので、一括して議席番号○番の○○が説明します。

番号2番から番号12番は、売買によって取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は19、20、51、52、53ページに示しています。

番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号8番、番号11番、番号12番は、それぞれが1つの事業地で、番号6番、番号7番は、合わせて1つの事業地、番号9番、番号10番も、合わせて1つの事業地となるために、併議となっております。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

なお、番号11番は、隣接農地の所有者1名及び耕作者1名の同意書が提出できなかつたために、疎明書が提出されております。

疎明内容ですが、譲受人が令和4年9月に、隣接農地の所有者宅を訪問し、同意を依頼しましたが、妹に利用権を設定しているということで、そちらに確認してほしいということでした。

譲受人が令和4年10月に、県外在住の耕作者宅を訪問し、同意を依頼しましたが、太陽光は嫌いだということで、同意できないということでした。

再度、令和4年11月に、譲渡人からも隣接農地の所有者及び耕作者に同意を依頼しましたが、同様の理由で同意を得ることができないということでした。

この内容を確認するため、青垣地域委員会では、隣接農地の所有者との面談、耕作者への電話による事実確認を行いました。

所有者は、耕作者である妹が同意しないと言っているので、同意はできないということでした。

耕作者は、田舎の田園風景が太陽光発電設備にむしばまれていくのが嫌なので、同意はできないということでした。

なお、これらの案件は、事業者側の説明会が開催され、地元自治会としては、全て同意が得られております。

それと、隣接農地では栗を栽培される予定ですが、境界からは6メートル以上離してパネルを設置する予定であり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積も必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、申請内容には問題がないことを確認しております。

次に、番号13番と番号14番も譲受人が同じですので、一括して議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号13番、番号14番は、売買により取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は20ページと52ページに示しています。

申請地の農地区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 特にこの番号5番にこだわったところでないんですが、自己資金で全てされるようですが、別々に残高あるいは資金証明がされているんでしょうか。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 資金証明ということですね。資金証明は金融機関の証明ということで、それぞれの申請書についています。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

番号6番、番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番、番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

番号9番、番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番、番号10番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番、番号10番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定します。

続いて、番号11番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと愚問になるかもしれないんですけど、疎明書なんですけどね。何か隣接の方が、妹さんか誰か反対されてて、自治会長は同意しとると。これどういう関係ですか。普通そういうことはあり得るんですか。自治会長は、反対しての方のことは聞かないんですか。相当その妹さんがむちや言うような人なのですか。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 申請書の内容の上では、自治会長あるいは水利組合、その各団体の方の同意はあるのですけれども、まあ隣接農地の所有者の妹さんが反対してることで、それに対して自治会が確認しているかというようなことは、ちょっと私も確認はしておりません。あくまで申請書の上での確認と、それから疎明書の内容の確認で、ご親族のほうへ確認させていただきまして、所有者の配偶者との面談と、それから電話の対応でしたけども、その隣接、耕作者の妹さんの話をお聞きしたんですけども、その中の自治会長とのやりとりというのは、ちょっと確認しておりません。

○委員 山南地域でも以前に、疎明書出とったんですけどね、青垣の場合は、担当者がもう会っておられますわな。疎明書の提出、簡単にぽんぽんぽんぽん出すようで、具合悪いん違うのかなと、ちょっと思っただけで。疎明書が提出されて、相当慎重にやる方が、後々いいのちやうかなと思うんですけどね。

○議長 まあ今回疎明書というのが付いておりまして、その周りの隣接の同意は全てあるということですね。で、その部分についても、隣接者のみが反対という形で、同意をもらえないかという状態ですね。

○委員 これ私も現地を確認したのですけれども、果たしてそれが営農に支障があるのかということで、田んぼを見て回っておりましたところ、パネルが6メートル離れてるということとかあり、自治会長もそういった判断で同意したのかなというような、今となってはそういう感覚でおります。

営農に対しての支障はないというような、地域委員会の判断と、自治会長、あるいは水利組合というふうな判断で、押されたのではないかというふうに推測しております。

○議長 青垣地域委員会としては、そういうことですね。

ほかに。はい、○○委員。

○委員 筆数が非常にたくさんあって、図面見ても、あっちこっちとばらばらにとるところ

と固まってるところ、いろいろなのですけれど、開発行為等の適合範囲、1,000平米でしたか。そういうものの手続等は、当然されていると思うのですけれども、なおかつこれだけの面積、その地域、この自治会で、これだけの案件、件数、面積も認めざるを得ない状態の中で、自治会としては何か動きなり話し合いなり、協議をされたり、そういう動きはあったのでしょうか。

○委員 事務局からお願ひします。

○事務局 事務局でございます。

1点目の御質問でございますが、各案件についての開発の手続きが、どうなっているかという御質問であるかと思います。

番号8番につきましては、実測面積1,000平米を下回っていますので、これについては開発指導要綱に則っての手続きは不要ということで、関係部局と協議がでております。

それを除きます番号2番から番号14番につきましては、開発指導要綱に基づき、手続きが進んでおります。これが1点目の回答ということになります。

2点目の回答ですけども、地元自治会で、何か対策協議等があったかという御質問であるかと思います。

先ほど担当委員からも報告ありましたが、自治会主催の説明会の機会を設けておりまして、そこで関係役員さん、また土地の所有者、事業者、一堂に会してもらって、説明を受けておられます。

その中で、現地確認も行い、その後、最終的に自治会長のほうで判断はされております。

これも単独で同意したという話ではなく、自治会の会議に諮った上で判断はしていただいたということになります。

譲渡人を見ていただきますと、詳しくは言えませんけども、ほとんどの方が高齢、単独ないしは高齢者のみの世帯ということで、後継者がないという方が大半であります。

そのようなことから、まだまだこういった案件が出てくるのではないかというところが1点あろうかと思います。

あともう1点、地元で営農組合がございますが、今回の申請地は、農振外の未整備田ばかりという状態でございます。

以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに番号11番について、質問、意見等はございませんでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

○議長 続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号15番～番号19番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号15番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番につきましては、売買によって、露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は54ページを見てください。

この申請地の区分としましては、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセント以上占めてますので、第3種農地ということで、判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障がないと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことの確認をしております。

続きまして、番号16番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号16番につきましては、昨年度、農振除外ということでさせていただきまして、これも売買によって露天資材置場ということでございます。

申請地の農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行区域内のため第1種農地と判断されますが、図面にありますように、転用する面積が、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものですので、例外的許可事由に該当すること考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の就農への支障はないものと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、売買により農地を取得し、宅地に入る進入路として利用するための申請でご

ざいます。図面は56ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えていため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○委員 続きまして、番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、農地を売買によって取得し、貸露天駐車場、貸露天資材置場、貸研修施設を建てようとする申請です。図面は57ページに示しています。

57ページの図面を見ていただきますと、よく分かると思うんですが、図面の申請地のすぐ北側にあります〇〇店が、申請人の営む〇〇店でありまして、これが狭くなつて、隣接している申請地に、露天駐車場と露天資材置場、従業員の研修施設を設置し、〇〇店に貸し出すというものです。

農地区分は街区の面積に占める宅地面積の割合が69.5パーセントで、40パーセントを超えていため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

○委員 続きまして、番号19番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号19番は、売買により太陽光発電設備として利用するための申請です。

本件は、数年前に適法に許可を受け、所有権を移転したところ、当事者たる譲渡人が破産し、事業がストップしておりました。

今般、管財人弁護士と譲受人との間に、任意売買が成立したため、この申請に至っております。

申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低いその他の農地として、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 今回申請地の道を挟んで東側も去年から同じ会社で、申請があつて、露天駐車場となつてゐんですけど、ここは置けるんですけど、割と広い範囲で空いてるんですけど、今回の露天駐車場、そういう新たな何かあるんですか。まだ置けるのに更新したというか。

○委員 この場所につきましても、同じくここも事業を拡大したいというような気持ちもありますし、また職員さんを増やしたいということもございまして、特に職員の駐車場を確保したいということでございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 前の駐車場がいっぱいになつてから、新たな申請されるんじやないかと思うんやけどね、

普通は。まだ、十分置けるのにこの申請をされるというのは、ちょっと納得がいかないんですけど。

○委員 それについてちょっと私も、十分に問いただしましたが、今のところ古い駐車場を使いながら、そっちも時々駐車をされるとということを確認しております。そのような状態でございます。また今後、事業を少しずつ拡大したいということでございます。

以上です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。現地は今どんな状態ですか。

○委員 現地は、農地のままであります。所有権が移転しただけです。

○委員 何か今、耕作放棄地になっておられる。

○委員 休耕地ですけど、周辺に家屋がありますので、ある程度草管理しておられます。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。あとすいません。また別の質問。こういう事例はめったにない、年に1回あるかないか、ひょっとしたらこれからこういう御時世ですから、出てくるのかも分からんんですけど、ちょっとこれは後学のためなんですけども、こういうのって申請書は、全て同じように5条、これ流用ってあれですけど、1個1個出てくるものなんですか、申請書。いろんな代替地の検討とか、資金証明とか、いろいろ新規で5条出すときに、担当委員も御存知やと思うんですけど。どういう形の申請書なんかが出てくるのかなという。勝手な好奇心で申し訳ないんですけど。

○委員 事務局がお答えになったほうがいいかと思いますが。私が知ってる範囲では、ほぼ一緒ですね。通常の、この場合でしたら5条申請書と一緒にです。ただ形としては、譲受人とか事業者が変わるので、事業計画変更という形にはなるかと思いますけど、その分の追加書類は添付されてました。

○委員 ということは気になるんですけど、やっぱり1個1個、判子をもらいに。

○委員 もらってます。

○委員 改めてもらいに、分かりました。

○委員 同意は得られます。

○委員 分かりました。了解しました。

○議長 ほかに番号19番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号20番、番号21番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号20番は、贈与により、一般住宅と露天駐車場として利用するための申請であります。

図面は29ページと30ページに示しております。

この申請地は、令和4年12月8日に農振除外がされています。

農地区分は、土地改良事業の受益地のために、第1種農地と考えていますが、集落に接続して、設置される日常生活上必要な施設でありまして、例外的許可事由に該当すると考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られております。周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積ですが、不整形であることと法面を設けるために、〇〇平米となっておりますが、30ページの図面では、必要最小限であると考えております。

以上から、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないというこ

とを確認しております。

○委員 番号 21 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 21 番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は 59 ページにつけております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしている地域に近接し、その農地の規模がおおむね 10 ヘクタール未満のため、第 2 種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 20 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 20 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 20 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号 21 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 21 番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 21 番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 3 号、番号 22 番～番号 29 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告ですが、番号 22 番から番号 28 番までを併議とさせていただきます。

それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 22 番から番号 28 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 22 番から番号 28 番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は 60、61 ページに示しています。

申請地の農地区分は、申請地からおおむね 300 メートル以内に鉄道の駅があるため、第 3 種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

○委員 続きまして、番号 29 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 29 番は、売買により一般住宅として利用するための申請です。図面は 62 ページに示

しております。

農地区分は、土地改良事業の受益地のために、第1種農地と考えていますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設でありまして、例外的許可事由に該当するとも考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 番号22番から番号28番の案件については、大規模転用案件のために、隣接する春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 昨年の12月23日に、会長、副会長、市島・春日地域委員長の4人で、現地を確認いたしました。図面見ていただいたら分かるんですが、線路と河川に挟まれた地域で、一般家庭とは離れており、さらに隣接農地も少なく、太陽光発電設備を設置にする、周辺農地には悪影響はないものと考えます。

○議長 市島・春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号22番、番号23番、番号24番、番号25番、番号26番、番号27番、番号28番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 太陽光発電設備を設置するこの業者、青垣のときも説明がありましたように、同じ業者の建設でございます。ただし、これ建設するんやけども、この期間、許可が下りてからの期間、いつまでにせんなんという期間が農地法で謳われてるのかどうか。ただもう工事完了届を出して、はい、それで終わりというのか、その辺のところ、ちょっと聞かせてほしいんですけど、お願いします。

○議長 事務局。

○事務局 事務局でございます。

いつまでに施工しないといけないという期間ですけども、基本的には許可申請書に記載のある期間ということになろうかと思います。常識的に考えますと、許可日から3ヶ月ぐらいで造成、そこから90日で建設し、操業といったような形で、申請書には整理はされていたというふうに思っています。

以上です。

○議長 ほかに質問はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。計算違いなのかも分かりませんけど、この今回の申請の面積と、それからこのパネルの積載・図面の面積とが違うようであるんですが、この違いはどこから、どこにあるのか、教えていただけたらと思います。

○議長 事務局、いいですか。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

今御質問ありましたのは、61ページの図面の面積に対しまして、農地法5条の申請の面積と食い違いがあるんじゃないかという御質問かと思います。

その差でございますが、62ページにお示しをしております図面の中には、農地以外の土地がございます。そちらが、登記地目、雑種地です。雑種地の部分が2筆、これと用水路が1筆

ございますが、これは事業地に含んでおりますので、5条の申請面積と61ページの図面の面積は、若干ずれがあるということになってございます。雑種地、水路ともに、関係機関との協議は終わっているということです。

以上です。

○議長 ほかに。はい、○○委員。

○委員 図面の差し替えをしていただいております。古いほうの図面と新しい図面とを見比べたときに、パネルの枚数が884枚で、550ワットで、数字は同じなんですが、図面を見たらパネルの数が増えとるようにも見えるんですけど、これはどうなんですか。

○事務局 事務局でございます。

先ほど御質問いただきました点につきまして、そもそも議案書に入っている61ページと、それから本日机上配付をさせていただきました61ページ、何が違うのかという話でございます。

机上配付をしております61ページの一番左側ですね。西側です。そこを見ていただきますと、議案書に入っている61ページと、机上配付の61ページ、形状が大きく異なっていると思います。差し替え前、議案書本編に入っております61ページは、雑種地を含んだ形で計画書が作成されておりましたので、その部分を外しました。外して、机上配付のところは、若干土地幅が短い形状になっていると思います。事業に関係のない土地を削除して、図面を差し替えたということでございます。

以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 今の確認です。事務局の説明で、机上版の1枚目と2枚目というか、それは要するに左側のことを、左隅のところをおっしゃったんですね。61ページの左隅の形状が違うっていうことですね。

○事務局 はい。図面で言いますとこの左、方角で言いますと、この西側の形状ですね。が違うという話をしておりまして。本編に挟んでおりますのは、関係のないほかの地番も含んだ形で、計画図が載っているんですけども、そこは関係のないところですので、事業に関係するところだけにした計画書を、机上配付したということです。

○委員 関係のないところというのは、地目は何なんですか。今回、計画とは事業外になりますね。敷地面積一緒なんんですけど。

○議長 すいません。ちょっと確認をしますので、暫時休憩をしたいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

議案第3号の第5条の番号22番から番号28番の併議案件につきまして、議論をしております。その際の61ページの図面の差し替えがあった分の、その隣の部分につきまして、地目は何だという疑問がございまして、事務局からお答えしますので、よろしくお願ひします。

○事務局 事務局でございます。西側に隣接の地目は田でございます。以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

○○委員。

○委員 すいません。関連で、田で、それは今回の開発には入ってない。5条の案件には入ってないということで、状況だったんですかね。

○事務局 事務局でございます。今回の事業地には含まれておりません。

以上です。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。○○委員。

○委員 机上配付いただいたこの図面と、それから61ページの図面の中にございます、その敷地面積が同じなんですけども、外周長が机上配付のほうが短くなっているんですけども、ちょっとこの関連について。

○議長 併せて事務局で。

○事務局 事務局でございます。先ほど委員からの御質問がありましたとおりで、当初61ページの議案書本編に挟んでおりますのは、隣接地の地目は農地の土地を含んで、計画図面を作成していたので、これが間違いますということで、本日机上配付をさせていただいたものが正しいもの。それは西側の隣接農地を含んでいない、正確な今回の事業地のみの図面ということになってございます。ですので、西側の隣接地を除いたために、外周長は短くなつたと、こういうことでございます。

以上です。

○委員 敷地面積は同じでよろしいですか。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番、番号23番、番号24番、番号25番、番号26番、番号27番、番号28番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番、番号23番、番号24番、番号25番、番号26番、番号27番、番号28番につきまして、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号29番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、賃貸借権を設定して、太陽光発電設備として利用するための申請であります。

図面は65ページに示しております。

申請地の農地区分としては、住宅等が連たんしている地域に近接し、その農地の規模がおおむね10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、賃貸借契約書も付いております。また、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 確認です。隣接地も太陽光発電設備のような筆があるんですが、同一事業体であるのか。もし同一事業体であれば、開発行為に当たっているのか。そのあたり教えていただけますか。

○委員 同一ではございません。

○委員 隣と違う。

○委員 違います。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この件とはまた別なんですけど、とにかくこんだけようけ太陽光発電設備ができるんですけどね、疎明書の人も言うてはったように、田舎の景色が変わるん違うか言うぐらい、太陽光の案件が出てきています。もう今から遅いんかもしれんのやけど、もうひとつ何か規制いうか、何か考えられへんのかなと思っていて、運営委員会でそれ検討してもらいたい。

○委員 すいません、これ、譲渡人がこの周辺農地、かなり持っておられまして、半分以上この人の農地なんです。その人は率先して太陽光にされようとしています。

○委員 書類が出てきたら、農業委員会は確認せなあかんのやけど、とにかく異常やなと思います。これだけ出てきたら。

○委員 すいません。ちょっと余分な話ですが、この自治会は、この太陽光発電設備の業者とは、協定書結ばれています。だからもう悪いんですけど、もうばんばん出てくる可能性があるんです。

○委員 これからも出てくる可能性があるんやね。そない田舎の景色が変わる可能性が出てきましたんで。

○議長 今のご意見なんですが、本件の討議とはちょっとずれがあるんですが、今たくさんこう、今日も出てきております。国のはうのエコ電源の推奨によりまして、エコ電源を使うと補助金が出るっていう、そういう仕組みになっておりまして、経産省も大いに進めておりまして、今回そういう売電事業者が発電をする施設を設置して、地元のそういう企業に売ると。で、そ

の企業は、そのエコ電源を買うことによって補助金が得られる。そういう仕組みを国が推奨しておりますので、これから増えるであろうというふうには言われておるということです。

ただ、丹波市として規制するかどうかっていうのは、我々の中では難しいというふうに思いますので、会長が言っておられる環境の関係とか、そういう今後の審議会等でお世話になってる、そういうところで議論していただくべく、またそれぞれの委員さんでお世話になつたらいいかなというふうに思います。

今回につきましては、まず農地法の関係で審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

番号1番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 今の中をもう一度話そうとしてますけど、先ほど委員、どなたかがおっしゃってましたけど、これだけ大きな転用の申請をまとめてされて、我々側も仕方なく受けてるんですけども、開発行為も同等に出てるわけで、開発行為のほうにはおそらく工程も出てると思うんですね。工程表。そのあたりで、先ほど事務局もおっしゃってました、90日という期間、約半年ですけども、そういう工程で本当にできるのか。実際にこれからされてるのか。まあとりあえず申請を受けていこうかとか、その辺のあれがないようなことをしてほしいと思いますし、お考えいただければと思います。

以上です。

○議長 事務局。

○事務局 事務局でございます。先ほど申請に書かれた工期について御答弁を申しあげました。

事務局として、太陽光の申請を受ける際には、過去の許可履歴を確認させていただきます。その中で、過去1年を超えて許可を受けていらっしゃる案件については、確認をします。その中で未着手がございましたら、先そちらのほうの事業を着手していただきたいということで、お願ひをさせていただいてます。

ので、結論から申し上げますと、定例総会のほうに議案を提案しております案件については、過去1年以内の未着手はない事業者のみ、提案をさせていただくということになってござります。

以上です。

○委員 すいません。開発のその工程は大丈夫ですか。出てる。半年で。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

あくまで農地法におきましても、開発指導要綱にしましても、協議ないしは申請時点の工程ということになってございますので、若干のずれは致し方ないとは思いますけども、大きなずれがないように、当然こちらのほうも確認はしておりますし、開発のほうも検査がございますので、そのあたりは大きな差がないようにということでやっております。

以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、譲受人が一般住宅を新築するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は67、68ページに示しています。

申請地は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、40パーセントを超えていため、第3種農地として判断されます。

なお、この申請に当たり、経過書が添付されております。

〇番〇は、昭和55年頃に物置を建てており、〇番〇は、昭和60年頃から駐車場として利用していました。私の父が、農地法の許可なく勝手にしたものと思われます。今後こういったことのないよう、十分注意いたしますので、今回の申請の件、御許可いただきますよう、どうぞよろしくお願いします。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

使用貸借契約書も添付されています。

また、転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第4号 番号1番～番号16番 ～

○議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は73ページに示しております。

2月14日に確認したところ、現地は庭になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○委員 番号2番、番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は74ページに示しています。

2月14日に現地確認したところ、現地は宅地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和22年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は75ページに示しています。

2月14日に現地確認したところ、現地は宅地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、〇番〇は昭和49年頃からで、〇番〇は、昭和29年頃からです。地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は76ページに示しています。

2月14日に現地確認したところ、現地は宅地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、〇番が昭和33年頃からで、〇番は平成9年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号11番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会からの確認報告をお願いします。

○委員 番号5番から番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は19ページに示しています。

2月14日に現地を確認したところ、〇番〇は農業用倉庫、〇番〇は露天駐車場、〇番、〇番〇は山林となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、〇番〇は昭和51年頃、〇番〇は、昭和54年頃。〇番、〇番〇は、昭和35年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は19ページに示しています。

2月14日に現地を確認したところ、現地は露天駐車場となっております。農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、昭和54年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は19ページに示しております。

2月14日に現地確認したところ、現地は住宅と車庫となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、昭和38年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○委員 番号8番から番号11番を、議席番号〇番の〇が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は77ページに示しております。

2月14日に確認したところ、現地は住宅及び飲食店舗となっており、農地への復旧は困難

であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成3年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は23ページに示しております。

2月14日に確認したところ、現地は住宅及び倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成2年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は23ページに示しております。

2月14日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成7年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は23ページに示しております。

2月14日に確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和61年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号12番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号12番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は28ページに示しております。

2月15日に現地を確認いたしましたところ、○番○は、現状雑種地となっています。○○平米のうち、○○平米が資材置場と、○○平米が法面となっております。また、○番は、雑種地で、○○平米のうち○○平米は露天駐車場となり、○○平米は法面となっておりますので、農地への復旧は困難であり、周辺の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、○番○が昭和61年頃、○番が平成7年頃で、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号13番～番号16番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は32ページに示しております。

2月13日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和63年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号14番も地目変更のための非農地証明願です。図面は32ページに示しております。

2月13日に確認したところ、〇番〇は農業用倉庫となっており、また、〇番は山林となっております。そういうことで、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、〇番〇は昭和43年頃、〇番は昭和40年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○委員 番号15番と番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号15番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は33ページに示しております。

2月13日に確認したところ、現地はお地神さんへの進入路となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃で、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

番号16番は、地目変更のための非農地証明願で、図面は33ページに示しています。

2月13日に確認しましたところ、現地は山林になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、昭和60年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号14番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号15番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号16番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第5号 番号1番～番号2番 ～

○議長 議案第5号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

丹波市長より、住まいのバンクに付属して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成28年12月21日 空き家に付属した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は80ページに示しております。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

続きまして、番号2番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

丹波市長より、住まいのバンクに付属して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成28年12月21日 空き家に付属した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は81ページに示しております。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号の番号1番は、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号の番号1番は、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号の番号2番は、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号の番号2番は、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

## ～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、地域ごとに確認をしていきますが、柏原地域につきまして、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 委員が2人とも退席したということで、事務局から確認報告をお願いします。

○事務局 番号1番から番号39番まで、事務局から報告いたします。

番号1番から番号39番までを、柏原地域委員会で確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の

各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域における農用地利用集積計画の内容につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 次に氷上地域ですが、氷上地域につきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号40番から番号144番まで、2月14日の氷上地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、青垣地域なんですが、同じく農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号145番から番号190番までと、最後のページの、所有権移転の番号1番につきまして、2月14日の青垣地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして春日地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号191番から番号267番まで、2月15日の春日地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、山南地域におきましても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号268番から番号318番まで、2月13日の山南地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

その中で、番号270番と番号271番が、利用権設定を受ける者の住所が市外になっておりますが、この地区にお住まいになっております。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします

○委員 番号319番から番号368番まで、2月13日の市島地域委員会におきまして確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

ちなみに番号326番は、農の学校の卒業生でございます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て

照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

### ～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について事務局から、議案の訂正がございます。

○事務局 失礼します。事務局です。

84ページのところ、番号1番、番号2番につきまして、備考欄、利用期間ですけれども、「令和5年3月1月」という表記をしております。こちらを番号1番、番号2番ともに、「令和5年3月1日」に修正をお願いいたします。申し訳ございません。

○議長 それでは、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

○○委員。

○委員 市島の件ですが、南側の排水路側面を整備するのに工事用進入路として一時利用するものです。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

### ～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から、補足することはございませんか。

内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

### ～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

### ～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございませんか。

内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

### ～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、認定電気通信事業者による届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足説明はございますか。

○委員 ありません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、認定電気通信事業者による届出について、御承知おきください。

### ～ 報告第6号 ～

○議長 報告第6号、農地法第5条の規定による申請の取下願について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第6号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から補足説明はございますか。

○委員 この書面どおりで、特にありません。

○議長 内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第6号、農地法第5条の規定による申請の取下願について、御承知おきください。

### ～ 報告第7号 ～

○議長 報告第7号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第7号、番号1番～番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

内容につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第7号、青年等就農計画の認定について、御承知おきください。

それでは、本日予定しておりました議事につきましては、以上となります。

この際、何か御意見、御質問等、ございませんか。

ないようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の会議はこれで閉じたいと思います。少し時間が遅くなりましたが、御協力ありがとうございました。御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年2月27日

議 長 印

議事録署名委員（5番委員） 印

議事録署名委員（6番委員） 印